

## 令和元年第4回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 12月10日(火曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長挨拶	5
○諸般の報告	8
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について	10
○諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について	10
○同意第 6号 板倉町教育委員会教育長の任命について	11
○議案第39号 板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	12
○議案第40号 板倉町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について	14
○議案第41号 板倉町督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	16
○議案第42号 板倉町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	17
○議案第43号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について	17
○議案第44号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	17
○議案第45号 板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	19
○議案第46号 板倉町下水道条例の一部を改正する条例について	20
○議案第47号 板倉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	21
○議案第48号 板倉町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める	

条例の一部を改正する条例について	2 2
○議案第 4 9 号 板倉町立学校設置条例の一部を改正する条例について	2 3
○議案第 5 0 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について	2 4
○議案第 5 1 号 令和元年度板倉町一般会計補正予算（第 3 号）について	2 5
○議案第 5 2 号 令和元年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	2 5
○散会の宣告	2 6
散 会（午前 1 0 時 3 2 分）	2 6

第 2 日 1 2 月 1 1 日（水曜日）

○議事日程	2 7
○出席議員	2 7
○欠席議員	2 7
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 7
○職務のため出席した者の職氏名	2 8
開 議（午前 9 時 0 0 分）	2 9
○開議の宣告	2 9
○諸般の報告	2 9
○一般質問	2 9
森 田 義 昭 議員	2 9
青 木 秀 夫 議員	4 1
針ヶ谷 稔 也 議員	5 3
今 村 好 市 議員	6 5
小野田 富 康 議員	7 8
○議案第 5 1 号 令和元年度板倉町一般会計補正予算（第 3 号）について	9 2
○議案第 5 2 号 令和元年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	9 2
○散会の宣告	9 3
散 会（午後 3 時 5 6 分）	9 3

第 7 日 1 2 月 1 6 日（月曜日）

○議事日程	9 5
○出席議員	9 5
○欠席議員	9 5
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 5
○職務のため出席した者の職氏名	9 5
開 議（午前 9 時 0 0 分）	9 7
○開議の宣告	9 7

○閉会中の継続調査、審査について .....	9 7
○町長挨拶 .....	9 7
○閉会の宣告 .....	1 0 0
閉    会    （午前 9時18分） .....	1 0 0

板倉町告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和元年第4回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年12月6日

板倉町長 栗原 実

1. 期 日 令和元年12月10日
2. 場 所 板倉町役場 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 2 名 )

1 番	小 野 田	富 康	議 員	2 番	亀 井 伝	吉	議 員
3 番	森 田	義 昭	議 員	4 番	本 間	清	議 員
5 番	小 林	武 雄	議 員	6 番	針 ヶ 谷	稔 也	議 員
7 番	荒 井	英 世	議 員	8 番	今 村	好 市	議 員
9 番	黒 野	一 郎	議 員	1 0 番	青 木	秀 夫	議 員
1 1 番	市 川	初 江	議 員	1 2 番	延 山	宗 一	議 員

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

# 令和元年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

令和元年12月10日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第 4 諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第 5 同意第 6号 板倉町教育委員会教育長の任命について  
日程第 6 議案第39号 板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について  
日程第 7 議案第40号 板倉町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について  
日程第 8 議案第41号 板倉町督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
日程第 9 議案第42号 板倉町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第10 議案第43号 町長、副町長及び教育長の諸給与と条例の一部を改正する条例について  
日程第11 議案第44号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第12 議案第45号 板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
日程第13 議案第46号 板倉町下水道条例の一部を改正する条例について  
日程第14 議案第47号 板倉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
日程第15 議案第48号 板倉町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  
日程第16 議案第49号 板倉町立学校設置条例の一部を改正する条例について  
日程第17 議案第50号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について  
日程第18 議案第51号 令和元年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について  
日程第19 議案第52号 令和元年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	今村	好市	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	延山	宗一	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
中里重義	副町長
鈴木優	教育長
落合均	総務課長
根岸光男	企画財政課長
丸山英幸	税務課長
峯崎浩	住民環境課長
橋本宏海	福祉課長
小野寺雅明	健康介護課長
伊藤良昭	産業振興課長
高瀬利之	都市建設課長
多田孝	会計管理者
小野田博基	教育委員会 教務局長
伊藤良昭	農業委員会 農事務局長

---

○職務のため出席した者の職氏名

小林桂樹	事務局長
川野辺晴男	庶務議事係長
福知光徳	行政庶務係長兼 議事務局書記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○延山宗一議長 おはようございます。

ただいまから告示第41号をもって招集されました令和元年第4回板倉町議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

○町長挨拶

○延山宗一議長 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申し出がありますので、これを許します。  
栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 改めまして、おはようございます。

1年間も早いものであつという間の12月でございます。残り20日となりました。何かとご多忙の中、第4回12月定例会を招集いたしましたところ、全員の皆様のご出席をいただきありがとうございました。

9月定例会につきましては、秋のイベント、各小学校の運動会、文化祭、商工祭、体育祭、福祉まつり等々例年のとおり計画されておりましたが、残念ながら町民体育祭は台風19号の影響で、私就任以来11年目が終わろうとしておりますが、初めて一発中止の判断もさせていただいたところであります。台風15号もやや同じコースでありましたが、19号については比較にならないほど大型で強い台風という予測でありましたので、関係者会議での議論でもやむを得ずとの意見が全員でございまして、防災ラジオを使って初めての実質的な広報が体育祭中止の放送であり、また結果的に台風19号に対しての4日前に当たる第1回目の警戒あるいは注意を喚起する放送でもあったわけでございます。

以来その後の3日間の対応を経て、結果的にほとんど被害のなかった、幸運にも被害のなかった当町ではありましたが、何といても利根川上流事務所長からの北川辺地点で越水の可能性が高いという、10月13日午前2時前後のホットライン、レベル4の通告は、私も含め70年を超えての初めての体験でもありましたので、2カ月を経過した今日、その当時の避難状況などをお聞きしますと、まだ町民の皆様も興奮冷めやらぬ熱い表情で当時の様子を語るという方も多いわけでございまして、利根、渡良瀬堤防の決壊がなかった、幸運のありがたさをそういったことからすると痛感するところでございます。

話は変わりますが、国際問題では、北朝鮮の対米外交上の水際作戦と言われる連続のミサイル発射のまた再開が見られるようでもあります。日韓の外交問題に端を発したGSOMIA問題、ついこの間解決されたのかどうかというところではあります。あるいは香港の民主主義の危機を訴えての何十万人単位の大規模なデモ、あるいは相変わらずのイランを取り巻く中東問題、そしてつい昨今、アフガンでの日本人医師中村さんの犠牲の問題、そして依然として英欧のユーロ経済圏離脱問題等々、どの問題も早期解決の難しさをずっと漂わせている状況でありまして、どの程度の時間でこれらが解決するか、会話を前提としての解決を期待はするわけでありまして、非常に大きな問題が依然として残っているところであります。

国内では、初めてと言われるほどの9月の長期間の日照不足、1カ月でトータル何時間というような1桁台の日照時間と言われましたが、稲あるいは野菜、果樹等々に大きな影響も与えたとは思いますが、また、その後台風15号が、かすりながらではありますが、主に関東の千葉に大きな被害をもたらしたようでもあります。

千葉県においては3カ月近くなりますのにいまだ青いビニールシートのとれない住宅が相当数点々と見られるということをマスコミ等で拝見をするときに、いずれも高齢者でみずから屋根にも上れないという状況のご夫婦あるいはひとり身のご家庭の皆さんもそうであるというようなお話も伺いますが、大変な問題でもあり、ボランティアも要請しても来ないというようなお話も聞くたびに、どういった先々になるのだろうかというようなことはどうしても考えざるを得ず、できれば一日も早い確実な援助を国に対してお願いしたいと願うものであります。

また、国内レベルでは、オリンピックマラソンの高温対策として突然の札幌へ会場変更というようなことが話題にもなりましたし、これに対する東京都を中心とした一般の東京開催に期待した国民のブーイング、あるいは横浜ではついこの間までカジノ誘致に対して市長の説明責任が大きく問われ、女性市長であっても独裁的手法だとの批判も起こっていたようであります。

また、内閣の閣僚辞任が言葉の軽さ、あるいは脇の甘さといひましようか、いずれも連鎖して辞任に追い込まれ、大学入試改革で導入されようとしておりました記述式問題も以前から問題点が多いと言われていたにもかかわらず、また地方と中央、あるいは貧富の格差によって公正、公平な試験が担保されないというような圧倒的多くの反対論があったわけでありますが、そして採点においても不公平が生じる、アルバイトに委託をするというようなことも含め、結果的には延期になったことで、そのきっかけをつくったのが文部大臣の資質までもが疑われた分相応発言、貧しい人は貧しいなりのところでは受ければよいとかを意味する分相応発言で大きく、問題はいろいろ、何とか撤回と陳謝、そしてテスト延期へ、下火傾向が見えたところでございます。

しかし、その後ご承知のように、桜、まだ4月は遠いという、冬に入る前から桜が満開とやゆされる、そういった問題で今現在も含めて首相を初めとした各種後援会の招待の経過があったのではないか、いわゆる私利利用ですね、反社会的人物の招待、それからこれはもう物証とされる招待者名簿も含めた諸書類の廃棄の問題、さらに関連する省庁のそんたく、職員、国家公務員上級職員のそんたく、隠蔽体質等々入りまじる中、与党は強引にこの間から幕引きにかかったようでありまして、野党の延長を求める声を多数で押し切り、国会も閉じたようでございます。解明を進めようとしております、納得のいかない人々にとっての心境とは相反する行動を堂々ととられるということであり、このことは過去決定打のなかった森友あるいは加計問題を連想される今回のこの騒動についても同じレベルの繰り返しの単なる疑惑の範疇でとまっているわけでありまして、結果的には政治不信がさらに広がるのは間違いのないところではあります、それ以上でもそれ以下でもないというところで、政治というのは非常にこういうものなのかなというふうに首をかしげながら、私も複雑な心境でおるところであります。

このことを余り寛大に受け入れ過ぎますと、国民中心の民主政治の原点を疑うべき問題にもなるような気もいたしておりまして、公文書廃棄の問題も国民に対して法の遵守を守れと言っている中枢のそのものが遵守を否定する見本のような形を何回もこのところ、ここ1年、2年続けているこのスタイルにも大きな民主主義のそういう意味での危機を感じるところであります。プライバシーを一方的なへ理屈で盾にして、みずからに都合な書類は出さない、言葉だけで説明責任を果たそうとした、そういった内閣の姿勢をです。余りひどくなると独裁国家に近いと、いかようにもなるというような危険も感じるところでありまして、そういった状況にちょっと不安を感じながら、町を代表して、皆さん同じ考えかどうかは別として、私自身町

長として国の今の現状の姿勢、異議を申し上げておいてもよろしいのかなと思ひ、こんな書き込みをいたしたところであります。

県においては、山本新知事就任から継続的に思い切った政治姿勢で頑張っておられると一応認識をいたしております。特に就任早々豚コレラ対策、あるいは19号台風被害対策、最も多い婦恋で150億円あるいは180億円とも村長みずから申し上げていたわけでありましたが、まさにそれらを筆頭とした大きな被害を山間部各自治体受けたようでありまして、不意打ち的、突発的政策課題に正面から取り組んでいるというふうに評価もしますし、取り組まざるを得ないということにもなるのでしょう。同時に、総体的に現時点ではスピーディーな政策決定、あえて政治システムの追求、あるいはトップ外交、あるいはスピーチから含めて総体的に山本スタイル、物を余り見ない、いわゆる腹の底から現場に合わせて適切な言葉を選び、続け続けていく挨拶スタイル、それを山本スタイルと私は呼ぼうと思っておりますが、そういう姿勢等々、全力投球、山本カラーの創出に努力されている姿は一応今の時点では共鳴感を抱くところでもあります。これから先、知事は圧倒的な権限ももちろん持っておりますので、国と同じようにそんたくや独裁制にぜひ気をつけられ、県民主役の知事として頑張っていたきたいと願います。

ちなみに、本日まで私町長個人に、防災対策の初日あるいは就任の初日、いずれも携帯電話と一緒に頑張りましたような意見交換の意味での電話も直接いただき、板倉町そのものにも課題に対しては十分承知しているというようなことも含め3回ほど電話で話をさせていただき、既に町村長の直接の意見交換会は7月からでもう2回を超えているというようなことも含め一応評価をしたいというふうに思っております。そういう意味では、新しい年度の来年度の予算組みにどういうふうに予算を組まれるか、細部にわたってこれから見えてくるわけでありまして、注視をしたいというふうに思います。

町におきましては、町民皆様の第一の願望である安全、安心に対し、台風19号の経験を通し、まずは町民の皆様にも即座に通過後アンケートをお願いし、そして区長さん、消防署長、あるいは消防団長、あるいは職員の有志、あるいは避難所対応をした職員には、それぞれその持ち場持ち場で感じたこと、あるいは提言、あるいは対応に対しての反省等々の調書を出していただきますように依頼し、既に町民アンケートも含めて全て提出いただいております。反省と課題、そしてそれに対する具体策の検討をそれらをもとにまた議会の皆様にも内容も発表しながら進めてまいるといふ、そのことは今後の防災対策に間違いなくつながっていくというふうに思いますので、慌てることなく慎重に、刻々と進めてまいりたいというふうにも思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

実践に備えてのものに近づくということではやはり対応してまいるべきであろうと、現在第1次中期計画が今年度いっぱい切れるところから第2次中期計画を検討中ではありますが、それらのことも含めて、向こう4年あるいは8年の計画の中に安全、安心ももちろん最も最上位に位置づけられるものと思っております。話が出ました第1次計画の達成率、皆様方の評価に任せたいと思ひますが、何とか自分では合格点はもらえるかなと思っております。

しかし、既に町民の皆さんあるいは議会の皆さんもお気づきのように、残念ながら、相当なエネルギーを当ててのニュータウン関係であります。企業誘致こそは完売に近い状況から次を考えなくてはならない、必要であれば次の工業用地の開発といひますか、それも含めて考えなくてはならないぐらいの状況ではあります。ご承知の商業用地と称される線路の隣接地、住宅地の関係、販売誘致には、先ほど申し上げました

相当なエネルギーを当ててのニュータウン関係の努力はしております。厳しさを感じるところであります。県との突っ込んだ話し合いをさらに重ね、今後の展開、方策について検討を重ねているところであります。新たな展開も盛り込んで出発できるよう頑張る所存でもあります。

さらには、全国自治体ほんの一部を除いての少子化、あるいはそのことは我が町でも驚きのペースで進んでおります。県内35自治体市町村中、出生率、生涯出生率でもよろしいのですが、また生涯出生率ではないですね、1年1年の出生率を比較してみますと、悪いほうから1割から2割の中に入っております。すなわち35市町村ですから、けつから勘定して7番目以内に入っている。あるいは当町から外へ出る流出率も、これは上から2割、高いということですから、これもいい意味ではなく、流出率の高さが上から2割の中に入っている。死亡率でも、1年間に死亡率あるいは死亡数でも、これも数の多さから2割に入っております。そして、何よりそれらを足したり引いたりする自然減、おおむね170人前後、この数字は、群馬県下ではもちろんやはり2割以内ぐらいに、の上なのですが、特に郡内では最下位となっております。

このことを踏まえ、数年前から若年層に対する福祉の充実も強力に図っているところではあります。人口流出対策もあわせて一生懸命対応はしておりますが、さらに次の手を打たなければというような、後ろが余らないという位置的な考え方も含めてさらに対策を考えていきたいと思っております。

人口減少に対しても一方で町のその対策としては、もう一方での流入人口、あるいは人口が増えなくても収入を増やすという、企業誘致を進めることは対策としては大きな対策の一つですので、引き続き流入人口等についての対策は、観光も含め、企業誘致も含め引き続き、そしてまたご指摘をいただきながら対応していければというふうに思っております。

新年度小学校再編に向けて準備も万全になるように、さらなる配慮をしつつ、4月の再編導入開始に向かって、教育長以下万全を期しているようでございますが、時には父兄の間から不安的な要素の問いかけもあるようでございますので、一々万が一の子供の事故等々に、バスの乗りおりも含めて事故等が発生することのないよう、万全に万全を期せというようなことで僭越ながら指示も出させていただいております。

そういうことも含め、本12月定例会には直接、間接であります。諮問4号から議案52号まで17案件を上程いたしましたので、慎重にご審議の上、決めていただくものについては決定賜りますよう、そしてしっかりとご議論をいただきますようお願い申し上げます、とりあえずの開会のご挨拶といたします。

今回は短い期間ではありますが、よろしくご審議をお願い申し上げます、ご挨拶といたします。大変ありがとうございます。

---

### ○諸般の報告

○延山宗一議長 それでは、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、教育委員会から平成30年度教育委員会点検評価報告書をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、今定例会に付議される案件は、人事案件、諮問及び同意 3 件、条例の制定議案 3 件、条例の一部改正議案 8 件、事務組合の規約変更協議 1 件、補正予算議案 2 件であります。また、議員配付のみの陳情につきましては、お手元の陳情文書表のとおり 2 件提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

### ○会議録署名議員の指名

○延山宗一議長 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

7 番 荒 井 英 世 議員

8 番 今 村 好 市 議員

を指名いたします。

---

### ○会期の決定

○延山宗一議長 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期につきましては、11月21日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

青木議会運営委員長。

[青木秀夫議会運営委員長登壇]

○青木秀夫議会運営委員長 それでは、本定例会の会期についてご報告申し上げます。

本件につきましては、11月21日に開催した議会運営委員会で協議した結果、会期については本日12月10日から16日までの7日間と決定いたしました。

なお、議事日程につきましては、本会議初日の本日は、諮問第 4 号及び第 5 号、同意第 6 号の人事関係 3 議案、並びに議案第 39 号から議案第 50 号について、提案者から提案理由説明の後、議案ごとに審議決定いたします。次に、議案第 51 号及び 52 号の補正予算関係の 2 議案につきましては、提案者から提案理由の説明の後、予算決算常任委員会に付託いたします。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、付託案件の審査の後、委員会採決を行います。

第 2 日目の 11 日は、5 名の議員が一般質問を行います。なお、一般質問終了後、予算決算常任委員会に付託した補正予算関係 2 議案について、委員長から審査結果報告の後、審議決定いたします。

第 3 日目の 12 日は、総務文教福祉常任委員会、産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第 4 日目の 13 日は休会とし、休日を挟み第 7 日目、最終日の 16 日は、閉会中の継続調査、審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○延山宗一議長 報告が終わりました。

お諮りいたします。今定例会の会期については、委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔異議なし〕と言う人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認め、今定例会の会期については、委員長報告のとおり、本日から16日までの7日間と決定いたしました。

---

○諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について

○延山宗一議長 日程第3、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第4、諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦についての2議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 それでは、早速提案理由の説明に入りたいと思います。諮問第4号、同じく5号の2件につきましては、人権擁護委員候補者の推薦に関します案件であります。関連がともにございますので、一括して提案理由をご説明申し上げます。

初めに、諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員は法務大臣が委嘱するものでございますが、委員の推薦につきましては、議会の意見を聞いて推薦するものとなっております。

まず、諮問第4号でございますが、現在その職にあります西地区の渡邊宗一氏が来る令和元年12月31日をもって3期9年の任期満了となることに伴う後任者の人事でございます。今回の人事に当たりましては、女性相談者への配慮に加え、子ども人権相談あるいは啓発活動等における人権活動全般にわたり女性委員が必要なことから、後任者としまして慎重に検討させていただきました結果、氏名、高瀬久美子氏、昭和32年1月28日、住所、板倉町大字粕谷2467番地の3を推薦いたすものでございます。現在高瀬久美子氏は、板倉町生活環境推進協議会会長として活躍し、人格、識見が高く、人権思想の普及及び人権啓発活動等にその持てる力を遺憾なく発揮していただけるものと思ひ、人権擁護委員法第6条第3項の規定により推薦をいたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

以上が4号についてのご説明であります。

続いて、同じく諮問第5号、同じく人権擁護委員の候補者の推薦についてということであります。同じく現在その職にあります西地区の荒井美津枝氏が来る令和2年3月31日をもって1期3年の任期満了となることに伴う後任者の推薦でございます。後任として、氏名、根岸一仁氏、生年月日、昭和32年4月27日、住所、大字板倉1997番地の1を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を同じく求めるものでございます。根岸氏は、人格、識見ともに高く、広く社会の諸事情に通じ、地域社会で信頼も高いことから、人権思想の普及及び人権啓発活動等にその持てる力を遺憾なく発揮していただけるものと思ひ、適任者として推薦いたすものでございます。

以上、諮問5号についてご説明申し上げましたが、内容がただいまの申し上げたことではほぼ全てでございますので、担当課長の改めての説明を加えることは予定しておりません。

以上、諮問第4号及び5号を一括してご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。諮問第4号及び諮問第5号については、質疑、討論を省略し、採決したいと思います  
が、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認め、諮問第4号及び諮問第5号については質疑、討論を省略して、採決する  
ことに決定いたしました。

初めに、諮問第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、諮問第4号は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第5号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、諮問第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○同意第6号 板倉町教育委員会教育長の任命について

○延山宗一議長 日程第5、同意第6号 板倉町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

本案は、鈴木教育長の一身上に関する案件でありますので、ここで鈴木教育長の退場を求めます。

〔鈴木 優教育長退場〕

○延山宗一議長 町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、同意第6号 板倉町教育委員会教育長の任命についてということで、提案の理由  
をご説明申し上げます。

本案につきましては、板倉町教育委員会教育長であります鈴木優氏が、令和2年、年が明けてお正月の1  
月18日に任期満了となりますので、それに伴う人事でございます。鈴木優氏は、板倉町教育委員会教育長と  
して平成25年1月19日から、高い見識に基づいた指導力、行動力を十分に発揮し、職務を遂行していただい  
ておまして、いよいよ来年4月からとなりました小学校再編の最終的段階への対応と再編後の学校運営を  
しっかりと安定させていくため、引き続き、氏名、鈴木優氏、生年月日、昭和24年12月25日、住所、大字板  
倉1416番地を板倉町教育委員会教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条  
第1項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

以上、申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。同じく担当  
課長の説明は用意いたしておりません。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。同意第6号についても質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認め、同意第6号については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

これより同意第6号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、同意第6号は原案のとおり可決されました。

鈴木教育長の入場を許します。

〔鈴木 優教育長入場〕

---

○議案第39号 板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○延山宗一議長 日程第6、議案第39号 板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第39号でございます。板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてということで提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について条例で定めるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○延山宗一議長 落合総務課長。

〔落合 均総務課長登壇〕

○落合 均総務課長 それでは、議案第39号 板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、先ほどの町長の提案理由説明のとおり、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行によりまして令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴いまして、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について条例で定めるものでございます。

それでは、本条例の概要につきましてご説明申し上げますので、議案書をごらんいただきたいと思います。まず第1条でございますが、条例の目的と根拠法を定義してございます。

次に、第2条でございますが、勤務時間が1日7時間45分、週38時間45分の職員をフルタイム会計年度任用職員といたしまして、1日の勤務時間がそれ未満の職員をパートタイム会計年度任用職員といたしまして、

給与の種類、給与の支払い方法についての規定を行うものでございます。

次の3条から第9条まではフルタイム職員についての規定となりまして、第10条から第19条まではパートタイム職員についての規定となります。

1ページの第3条、給料表でございますが、こちらはフルタイム会計年度任用職員の給料について、職員の給料表と同じものを使うという規定となっております。

次の第4条でございますが、給料表の具体的な号給につきましては、規則に委任することとさせていただきます。

2ページとなりますが、第5条の規定でございますが、こちらは給料の計算の期間を月の1日から末日までとして、支給日は規則に委任し、途中退職、死亡時の日割り計算方法等について規定を行っているものでございます。

次に、第6条につきましては、欠勤した場合の減額の規定でございます。

次の第7条でございますが、こちらは1時間当たりの勤務時間を算定する際の端数処理の規定となっております。

次の第8条でございますが、こちらは各種手当の支給についての規定となっております。

3ページとなりますが、第9条でございますが、こちらは期末手当の支給に関する規定となっております。

第10条につきましては、パートタイム会計年度任用職員の報酬についての規定となっております。

次に、4ページ、先ほどの10条が3ページから4ページとなっておりますが、11条でございますが、こちらが報酬の計算期間を規定しておりまして、支給日を規則に委任しておく規定でございます。

次の12条につきましては、報酬の減額についての規定でございまして、欠勤した場合の減額の規定となっております。

次の13条が4ページから5ページにかけてとなりますが、パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に関する規定でございますが、基本的には特殊勤務は命じない方向でございまして、規定を設けておくというものでございます。

同じく5ページの14条でございまして、こちらはパートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当相当額の報酬についての規定でございます。

次の15条でございまして、パートタイム会計年度任用職員の時間外手当相当額の計算方法に関する規定となっております。

次の16条につきましては、パートタイム会計年度任用職員の報酬の計算する際の、1時間当たりの勤務時間を計算する際の端数処理の規定となっております。

次に、6ページの17条でございまして、こちらはパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給に関する規定となっております。

次の18条でございまして、こちらはパートタイム会計年度任用職員の通勤に関する費用弁償ということで、支給に関しましては距離に応じて職員に準じる形といたします。

次に、19条でございまして、パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に関する費用弁償についての規定となっております。

次の20条が会計年度任用職員が懲戒または分限により休職となった場合の給与の支給停止についての規定

となっております。

次の21条でございますが、こちらはこの条例の規定によりがたい場合は、町長または任命権者が別に定めるという規定を設けております。

7ページとなりますが、22条で委任でございまして、この条例の施行に関しまして必要な事項は規則で定めることを規定しております。

次に、附則第1条で施行期日を定めておりまして、先ほど申し上げたとおり、地方公務員法と地方自治法の一部改正する法律の施行日と同じく令和2年4月1日からの施行といたしております。

附則第2条につきましては、この条例の施行により板倉町職員の給与に関する条例第22条に規定されている非常勤職員の勤務時間に関する事項を会計年度任用職員に関する事項に改めるというものでございます。いわゆるこれまでの臨時職員に関する規定が会計年度任用職員のほうに改めるというような附則でございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第39号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第40号 板倉町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について

○延山宗一議長 日程第7、議案第40号 板倉町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案40号であります。同じく会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定についてということでの提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等について条例で改めて定めるものでございます。

以上でございますので、同じく細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、同じくよろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 それでは、続きまして議案第40号 板倉町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

本案につきましても、先ほどの町長の提案理由のとおり、先ほどの給与関係の条例と同様の新たに会計年度任用職員が来年4月1日から導入されることに伴います会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定というものでございます。

それでは、本条例の概要につきましてご説明申し上げますので、議案書をごらんいただきたいと思っております。まず、第1条でございますが、こちら条例の目的と根拠法を定義してございます。

次に、第2条で用語の定義を行っております。パートタイム会計年度任用職員、フルタイム会計年度任用職員、2つの形態ということでございます。

次の第3条につきましては、フルタイム会計年度任用職員の勤務時間については、常勤、正職員と同じ時間で、週38時間45分、1日当たりにいたしますと7時間45分の5日間といたしまして、一方パートタイム会計年度任用職員につきましては、週38時間45分を超えない範囲という勤務時間とさせていただいております。

次の第4条でございますが、こちら週休日の規定でございまして、原則週5日の勤務ということとなっております。

先ほどの4条が1ページから2ページにかけてでございまして、2ページが第5条となりますが、第5条につきましては、週休日の割り振りの規定となっております。

次の第6条でございますが、こちらが週休日の振り替えの規定となっております。

次の第7条でございますが、こちら休憩時間を常勤職員の例とすることとしておりまして、昼1時間の休憩時間を定義しておりますが、業務の都合によりこの時間の変更も可能というような規定とさせていただいております。

次に、第8条でございますが、時間外勤務の命令についての規定となっております。

次に、3ページの第9条でございますが、こちら育児または介護を行う会計年度任用職員についての早出等の勤務について、時間を選択できるようなというような規定となっております。出勤と終業の時間の変更等を行っていくことができるという規定となっております。

次に、第10条でございますが、同様に育児、介護を行う会計年度任用職員についての原則として深夜勤務や時間外勤務をさせないというような規定を設けております。

次の第11条でございますが、休日の関係で、国民の祝日を原則として勤務しない日とする規定でございませぬ。

次の第12条でございますが、この休日の代休については、休日出勤に対する代休制度の規定ということで設けております。

第13条につきましては、休暇の種類の規定でございます。

4ページとなりますが、第14条が年次休暇となります。年次休暇の日数を規定させていただいております。

第1号で、週5日勤務の職員については原則15日とさせていただいております、第3号で、継続任用年数が4年度を超えた5年目の方からは20日とするという規定となっております、その表が5ページから6ページにかけての別表第1と第2で示されております。

次に、第15条でございますが、特別休暇については規則で定めるという規定でございます。

5ページとなりますが、16条でございますが、特別な場合の休暇については町長が定めるという規定でございます。

次の第17条は、必要な事項は規則で定めるという規則への委任と規定となっております。

次に、附則でございますが、附則につきましては、施行期日を来年4月1日から、令和2年の4月1日からとしております。また、経過措置については設けるような形で附則2条で規定をさせていただいております。もう一つ、附則の第3条でございますが、こちらこの条例によりましてこれまでの町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第18条の非常勤職員の勤務時間等に関する事項をこの会計年度任用職員に関する事項に改めるという附則が第3条でございます。

5ページから6ページの別表につきましては、先ほどの年次休暇の日数に関する別表とさせていただいております。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第40号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第41号 板倉町督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○延山宗一議長 日程第8、議案第41号 板倉町督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第41号であります。板倉町督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条

例の制定についての提案の理由でございます。

本案につきましては、現在納期限を過ぎた町税等の未納者の方に対しまして督促状を発し、町税等とあわせ督促手数料50円を徴収しているところですが、令和2年4月1日以降に発せられる督促状に係る督促手数料の徴収を廃止することに伴い、関係条例を一括し改正するものでございます。

主な廃止の理由につきましては、県内では板倉町を含め4町村のみであること、未納、滞納に対する罰則については法的に延滞金があわせて整備されていること、徴収業務において不公平な徴収事案も発生していること、さらにはコンビニ収納等の新たな納税環境の整備に支障を来すことなどから廃止するものでございます。

なお、令和2年3月31日までに発せられた督促状に係る督促手数料につきましては、従前の例により引き続き徴収するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願い申し上げます。これにつきましても担当課長の改めての説明は用意をいたしておりませんが、主な廃止の理由につきまして先ほど申し上げさせていただきましたが、そこら辺を総合的に勘案しての廃止ということでの提案でございます。よろしくお願いたします。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第41号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第42号 板倉町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第43号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について

議案第44号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例について

○延山宗一議長 日程第9、議案第42号 板倉町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第10、議案第43号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について、日程第11、議案第44号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての3議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第42号から議案第44号までの3件は関連がございますので、一括して説明させていただきますということであります。

初めに、議案第42号 板倉町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてということでご説明申し上げます。

議案第42号につきましては、本年8月の人事院勧告及び10月の群馬県人事委員会勧告におきまして、民間給与との格差を埋めるため、給与月額及び勤勉手当の額の引き上げと住居手当の見直しを行うよう勧告がなされたことを受け、本町におきましても給料月額及び勤勉手当の額の引き上げと住居手当の見直しを行うため、所要の改正を行いたいものでございます。

あわせて本年6月に公布された成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第44条により、地方公務員法第16条及び第28条が改正されたことに伴い、板倉町職員の給与に関する条例における関係規定の整備を行うため、同じく所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、1つ目に、給料表の給料月額を平均0.1%引き上げるものであります。2つ目に、勤勉手当の支給月数を年間0.05月分引き上げるものであります。3つ目に、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げるとともに、住居手当額の上限を1,000円引き上げるものであります。4つ目に、職員が成年被後見人または被保佐人に該当するに至った場合の失職に関する関係規定等の整備を行うものであります。

以上、議案第42号 板倉町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げました。

次に、議案第43号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について及び議案第44号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案第43号及び議案第44号につきましては、国における一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する必要があるとの考えを受け、本町におきましても一般職の職員の給与改定に伴い、町長、副町長及び教育長並びに議会議員の皆様の期末手当の額を改定するため、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、それぞれの期末手当の支給月数を年間0.05月分引き上げるものであります。

以上、議案第43号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について及び議案第44号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明を申し上げたところでございます。これにつきましても、人事院勧告をベースに改定を行うというものでございますので、以下担当課長の説明は予定をいたしておりません。ぜひ慎重にということも含めご審議をいただいた上、決定賜りますようお願い申し上げます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

初めに、議案第42号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第42号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第43号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第44号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第45号 板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第12、議案第45号 板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第45号であります。板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてということでございます。

本案につきましては、板倉町国民健康保険税の税率改正に伴う板倉町国民健康保険税条例の一部改正でございます。平成30年度から町の国民健康保険税率を3年かけて段階的に改正することとしてまいりました。今回が最終の3回目の改正となります。昨年度から県が国民健康保険財政運営を実施しておりますが、県の標準保険税率の算定方式は資産割を除いた3方式を採用しております。本町におきましても県と同じ3方式に移行するため、税率改正を行うものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、担当課長の説明も予定しておりませんが、以上の内容でございますので、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第45号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第46号 板倉町下水道条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第13、議案第46号 板倉町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、第46号議案でございます。板倉町下水道条例の一部を改正する条例についてということであります。

本案につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことから、本条例の一部を改正するものであります。

修正の内容といたしましては、成年被後見人の欠格事項を設けている各制度について、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する個別審査規定へと適正化するものでございます。具体的には、第6条の3に規定する欠格事項から成年被後見人を削除し、個別審査規定を追加するものでございます。

以上、申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。これも担当課長の説明は改めて用意しておりません。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第46号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第47号 板倉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第14、議案第47号 板倉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第47号であります。板倉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例ということでの提案理由を申し上げます。

本案につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容といたしましては、3点ございます。1点目は、幼児教育・保育無料化の実施に伴い、給食の提供に要する費用の取り扱いが変更されたことを受け、特定教育・保育施設等が保護者から徴収できる費用として、3歳児以上の保育給付認定子どもに関する副食費を追加するものでございます。

2点目は、特定地域型保育事業者による連携施設の確保義務の緩和等でございます。認定こども園、幼稚園または保育所との連携確保が困難なときには、小規模保育事業者による代替保育または認可外保育施設等の連携協力を確保することによって連携施設を確保することにかえるものであります。

3点目は、法改正に伴う用語、略称の変更及び条項ずれの整備を行うものであります。

以上の3点の改正を内容といたしている本議案でございます。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。これにつきましても担当課長の改めての説明は予定しておりません。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第47号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

**○議案第48号 板倉町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例について**

○延山宗一議長 日程第15、議案第48号 板倉町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、48号であります。板倉町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例ということであります。

本案につきましては、放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、放課後児童支援員認定資格研修の実施権限が拡大されましたことから、本条例の一部を改正ものでございます。

改正の内容といたしましては、放課後児童支援員となるための研修を行える者として、政令指定都市の長を追加するほか、旧元号による表示を新元号に改めるものでございます。

以上、ご説明申し上げました。ご審議をいただき、担当課長の説明は予定しておりませんが、ご決定を賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第48号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

○議案第49号 板倉町立学校設置条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第16、議案第49号 板倉町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第49号 板倉町立学校設置条例の一部を改正する条例についての提案理由であります。

本案につきましては、小学校再編により令和2年4月から板倉町立学校の設置が変更となるため、関連する規定の改正を行うものでございます。

具体的には、別表（第2条関係）に規定する板倉町立南小学校と同じく北小学校を削除するものでございます。

以上、説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げたいと思います。申し上げた内容のとおりでございますので、改めての課長の説明はこれも予定しておりません。よろしくお願いいたします。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員。

○8番 今村好市議員 本案につきましては、小学校再編に伴うものだというふうに理解しております。関連いたしまして質問いたしますが、現の北小学校、南小学校は学校施設としては変更されるということなのですが、現実に建物、財産は残るわけなのですが、多分普通財産か何かに変わるのだと思いますが、そのときの管理運営についてはどこが担当して、当面どういう管理をしていくのか、お願いできればと思います。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

普通財産につきましては、今後検討することになりますけれども、管理については企画財政課あるいは教育委員会協議しながら管理していきたいと思っております。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 教育財産ではなくなるわけですから、今度は町が直接管理するのと違うのですか。教育委員会と協議してというのは、それは教育施設として何か使う目的があれば当然使っていくのでしょうけれども、利用目的がまだはっきりしていないときは普通財産として町が管理するのと違うのですか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

4月の再編で、ほぼ中にある物品等は新しい学校に持っていくことになると思っておりますけれども、まだ夏休みまでは中に残っているものも十分あると考えられますので、そういうことも含めて今後協議をしながら担当を決めていきたいというふうに考えております。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 中の部品の移動とか何だとかと、そういう協議をして、利用するものは利用するというのはいいのですが、制度的にもう管理は移ってしまうのですよね、4月から、学校施設ではないのですから。だから、その管理はやはりどこが管理をして運営していくのか。予算の関係もあるでしょうか、今時点でも当然明白にわかるわけなのでしょうけれども、何かあやふやな答弁なのでしょうけれども、どうなのですか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

普通財産につきましては、基本的には管財関係ということで企画財政課で担当することになりますけれども、先ほど申し上げた件もありますので、そういうのも協議して、基本的には企画財政課で管理していくと、そういうことになるのかなと思います。

○延山宗一議長 よろしいですか。

それでは、質疑そのほかありますか。

[「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第49号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第50号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

○延山宗一議長 日程第17、議案第50号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案50号であります。群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議ということでございます。

本案につきましては、令和2年4月1日から本町の構成町となっております群馬県市町村総合事務組合の組織団体である群馬東部水道企業団、これは太田市、館林市、みどり市と板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町で組織されている企業団であります。別表第2の1の項の事務（常勤の職員に係る退職手当の支給事務）の共同処理を開始すること、及び組合の組織団体である藤岡市が別表第2の3の項の事務（消

防団員又は消防吏員に係る賞じゅつ金の支給事務)の共同処理を開始すること、並びに同組合理約別表について所要の規定の整備を行うための規約変更であります。

一部事務組合の規約変更につきましては、地方自治法第286条1項の規定により、一部事務組合の構成市町村と協議を行うこととなっておりますので、こうして各構成市町村ともどもにお諮りするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくお願ひ申し上げます。ご審議の上、決定いただければと思ひます。担当課長の説明も同じく予定いたしておりません。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第50号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第51号 令和元年度板倉町一般会計補正予算(第3号)について

#### 議案第52号 令和元年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

○延山宗一議長 日程第18、議案第51号 令和元年度板倉町一般会計補正予算(第3号)について、日程第19、議案第52号 令和元年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についての2議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第51号及び52号につきましてということですが、これに関しましては、令和元年度各会計の補正予算でありますので、一括して説明させていただくということになります。

初めに、議案第51号 令和元年度板倉町一般会計補正予算(第3号)についてということでご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、第3回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,232万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億6,900万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、町税に6,806万5,000円、地方特例交付金に55万2,000円、地方交付税に1億1,734万1,000円、国庫支出金に1,190万円、県支出金に595万円、寄附金に484万4,000円、繰越金に2億9,400万円、町債に250万円をそれぞれ追加し、繰入金から1億8,282万6,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費に2億8,994万円、民生費に2,602万8,000円、衛生費に196万円、商工費に210万円、消防費に118万8,000円、教育費に111万円をそれぞれ追加するものでございます。また、債務負担行為及び地方債につきましても所要の補正をするものでございます。

以上、令和元年度板倉町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げました。これについては以上でございますので、改めて課長の説明は予定しておりません。

次に、議案第52号 令和元年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ259万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億2,201万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に259万6,000円を追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費に259万6,000円を同じく追加するものでございます。

以上、令和元年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げました。同じくこれにつきましても担当課長の説明は予定しておりません。

以上、議案第51号及び議案第52号を一括してご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定賜ればと思います。よろしく申し上げます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第51号及び議案第52号は予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第51号及び議案第52号は予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

---

#### ○散会の宣告

○延山宗一議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでございました。

散 会 （午前10時32分）